

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和7年（2025年）5月22日（木） 午後7時35分～午後8時05分
2. 場 所 枚方市役所 第3分館 第3・4集会室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約10名
3. 出席者 市 側：清水副市長、総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、
総合教育部長、上下水道部長、市立ひらかた病院事務局長、
書記（人事課・職員課 課長代理）
4. 課 題 「2025年夏季一時金等に関する要求書」及び「2025年夏季重点要求書」に
基づく交渉（3回目）

<交渉内容要旨>

I. 最終回答について

組 合	市
・ 5月14日、20日に行った2回の交渉を踏まえ、 我々の要求に対する回答を求める。	・ 現在の本市が置かれている状況や、厳しさを増 す公務員を取り巻く環境などを総合的に判断し、 以下の内容をもって最終回答とする。

【最終回答内容（要旨）】

1. 6月期一時金について

次のとおり、条例規定分を支給する。

(1) 支給月数

区 分	期末手当	勤勉手当	合 計
○正職員及び任期付常勤・任期付短時間勤務職員	1.25月分	1.05月分	2.3月分
○再任用職員	0.7月分	0.5月分	1.2月分
○会計年度任用職員（支給要件を満たす職員に限る）	1.25月分	1.05月分	2.3月分

(2) 支給日

令和7年6月30日（月）

2. 夏季休暇について

次のとおり実施する。

(1) 付与日数

- ①正職員及び週4日勤務を除いた再任用・任期付職員 … 5日
- ②週4日勤務の再任用・任期付短時間勤務職員 … 4日
- ③週5日又は年217日以上勤務の通年任用の会計年度任用職員 … 5日
- ④週4日又は年169日以上216日以下勤務の通年任用の会計年度任用職員 … 4日
- ⑤短期任用のフルタイム会計年度任用職員（要件を満たす職員に限る） 3.5日

(2) 取得可能期間

令和7年7月1日から9月30日までの間。

ただし、業務の繁忙期であること等の事情により、上記期間内に本休暇の全部又は一部を取得することが困難であると認められる職員（(1)のうち、⑤の職員を除く。）については、同年6月1日から10月31日までの間。

(3) 取得単位

1日又は半日

(4) 休暇の取得促進について

7月から9月までの期間において、健康管理年休と合わせ9日を取得できるよう取り組みを進める。併せて、年次有給休暇についても引き続き取得促進を進め、取得実績について検証を行う。

3. 人事給与制度に係る諸課題について

物価高騰、気候変動など、さまざまな社会環境の変化を踏まえた人事給与制度に係る諸課題について、検討の積み重ねが重要と考えており、引き続き協議を行っていく。

職員のウェルビーイングの向上、働き続けやすい職場環境整備に向け、介護、治療と仕事の両立支援に係る制度等について、引き続き整理を行っていく。また、熱中症対策について、今後も各安全・衛生委員会と連携しながら対応していく。

Ⅱ. その他確認事項

組 合	市
再任用職員は、一時金の支給月数が正職員や会計年度任用職員の半分となっている。また、定年延長により、60歳を超えた職員との賃金格差が生じている。このような状況の改善に向け、国への働きかけが必要ではないか。	今後も、必要に応じて国へ働きかけていく。